

あなたの声を...

こら

第69号

2016年11月

議会だより



◎審議内容	2
◎予算決算常任委員会報告	4
◎監査委員決算審査意見書	6
◎意見書	7
◎常任委員会研修報告	8
◎一般質問	9
◎町の元気もの	16



甲良町のキャラクター
ココラちゃん

写真：北落どろんこ稲刈り

平成27年度 決算を認定

…予算・決算常任委員会で慎重審議…

健全化判断比率	平成27年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字につき生じず	15.00%
②連結実質赤字比率	同上	20.00%
③実質公債費比率	11.2%	25.0%
④将来負担比率	3.1%	350.0%

報告(3件)

○財政健全化判断比率

9月定例会は、9月5日から21日までの17日間の会期で開催し、報告3件、承認1件、認定9件、議案7件、諮問1件、同意2件、発議1件、意見書2件、その他2件の計28件を審査し、審査の結果、いずれも可決・決定した。
一般質問は、9月5・6日に7人が行った。

審議内容

○下水道会計資金不足比率
黒字につき、比率は算出されない。

○水道会計資金不足比率
黒字につき、比率は算出されない。

○承認(専決処分1件)
幼稚園使用料条例の一部改正

子ども子育て支援法の改正に伴う一部改正で、主な内容は次のとおり。

①小学校3年生までの児童が2人以上の世帯については、第2子の幼稚園使用料を1/2に、第3子以降は0円とする。

②所得の状況により、多

子軽減に伴う年齢制限は設けない。

③町民税非課税世帯については、第1子3000円、第2子15000円、第3子以降は0円とする。
賛成全員

○認定(27年度決算9件)
一般会計

歳入決算額 38億7910万円
歳出決算額 36億9584万円

賛成 (建部、丸山、宮崎、阪東、田中)
反対 (西澤、西川、野瀬、山田充、岡田)
退場 (山田裕)

※可否同数のため議長採決により認定

○国民健康保険会計
歳入決算額 10億9690万円
歳出決算額 10億6361万円

賛成 (建部、丸山、宮崎、阪東、田中、岡田)
反対 (西澤、西川、野瀬、山田充、岡田)
退場 (山田裕)

○下水道会計

歳入決算額 5億1万円
歳出決算額 4億9883万円

賛成 (建部、丸山、宮崎、阪東、田中)
反対 (西澤、西川、野瀬、山田充、岡田)
退場 (山田裕)

※可否同数のため議長採決により認定

○住宅新築資金等貸付会計
歳入決算額 1568万円
歳出決算額 1568万円

賛成 (建部、丸山、宮崎、阪東、野瀬、山田裕、山田充、田中、岡田)
反対 (西澤、西川)

○土地取得造成会計

歳入決算額 309万円
歳入決算額 309万円
賛成全員

○墓地公園会計

歳入決算額 144万円
歳入決算額 144万円
賛成全員

○介護保険会計

歳入決算額

7億9596万円

歳出決算額

7億8161万円

賛成全員

議案(7件)

○28年度一般会計補正

1億3714万円追加

賛成 (建部、丸山、西川、宮寄、阪東、野瀬、山田裕、山田充、田中、岡田)

反対 (西澤)

○28年度水道会計補正

予算の組替によるもので補正額なし。

賛成全員

○後期高齢者医療会計

歳入決算額

6755万円

歳出決算額

6755万円

賛成 (建部、丸山、西川、宮寄、阪東、野瀬、山田裕、山田充、田中、岡田)

反対 (西澤)

○28年度国民健康保険会計補正

3739万円追加

賛成全員

○県市町村交通災害共済組合規約の変更議決

加入者減少に伴い、30年3月31日で共済期間を終了。

賛成全員

○水道会計決算並びに事業報告

歳入決算額

2億30万円

歳入決算額

1億8113万円

賛成 (建部、丸山、宮寄、阪東、田中)

反対 (西澤、西川、野瀬、山田充、岡田)

退場 (山田裕)

○28年度住宅新築資金等貸付会計補正

283万円追加

賛成全員

○28年度介護保険会計補正

593万円追加

賛成全員

※可否同数のため議長採決により認定

諮問(1件)

○人権擁護委員候補者の推薦

中野雅代氏(小川原)

賛成全員

同意(2件)

○教育委員会委員の任命

日下和子氏(小川原)

賛成全員

○教育委員会委員の任命

藤 真照氏(在士)

賛成全員

発議(1件)

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

減額期間、29年3月31日までを28年9月30日までに改める。

賛成 (建部、丸山、宮寄、阪東、田中、岡田)

反対 (西澤、西川、野瀬、山田裕、山田充)

意見書(2件)

○子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

賛成全員

○臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書

賛成全員

(※意見書は7ページに掲載)

閉会中の議員活動報告

9月30日、彦根愛知犬上市町議会議長会主催の議員研修が多賀町で行われました。



本町から8人の議員が参加し、総勢64人の議員が、同志社大学大学院教授、新川達郎氏による講演「災害時における議会の役割と対応」を受講し、災害発生時や復旧、復興期における議員および議会の役割や体制整備の重要性を再認識しました。



10月12日、県町村議会会長主催の議員研修が日野町で行われました。本町から9人の議員が参加し、総勢66人の議員が、明治大学教授、牛山久仁彦氏による「地方創生と議会の役割」および「ニューズ」で読む「キーワード」について研修しました。

予算決算常任委員会審査報告

委員会に付託された一般会計・特別会計の平成27年度決算認定、
合計9件を認定した。
審査経過（抜粋・要約）は次のとおり。

9月7・8日

一般会計

【歳入の部】

Q 前年度に比べ、個人町民税が379万円、固定資産税が957万円減少しているが、公金横領事件との関係は。

A 歳入決算額は、実際に町会計に入金があったものであり、減少の一因になっている可能性が無いとは言えない。

Q 町税の不納欠損額は約252万円あるが、分納誓約等による執行停止はできなかったのか。

A 納付折衝は行っていたが、分納には至らず不納欠損処分となった。

Q 特別会計を含む地方債の現在高は約81億6千万円あるが、政府資金借入の利率状況は。

A また、借入の繰上償還や銀行への借換の検討は。利率は、0.1〜6.6%で、本町の財政健全化判断比率等の数値から、繰上償還も借換もできない。

Q 公営住宅使用料の滞納額は約2212万円と多額であるが、担当課として、滞納整理の方針は。

A 督促や催告の通知はしているが、今後、課内で検討し、方針をまとめたい。

【歳出の部】

Q 一般管理費の不当要求対策官賃金約305万円の出勤基準は。

A 危険を感じた場合に、立会い等をしているが、威圧的に制止させることが目的ではなく、暴力等を未然に防ぐためであり、特に基準は設けていない。

Q 非常備消防費の消火栓等維持管理負担金524万円の内訳は。

A 消火栓393基、防火水槽77基分の維持費として、水道事業会計へ支出している。

Q 中学生まで医療費の無料化を拡大した福祉医療費単分の実績は。

A 小中学生517人で、5242件分の利用があり、医療費負担は約971万円。

Q 本町は、脳疾患や心疾患、慢性腎不全などの発生率が県内でも非常に高いが、その要因をどう考えるか。

A 生活習慣病といわれる、肥満・高血圧・高血糖・高コレステロール等の疾患が多いため、生活指導に取り組みたい。

Q 児童虐待として町内で把握している件数は。

A 身体的暴力だけではなく、言葉の暴力、ネグレクト、夫婦や家族の問題など生活環境が与える虐待を含み、60件以上。

Q 道路橋梁維持費の町道除草管理委託約170万円の内容は。

A 町道北落呉竹線、金屋池寺長寺線の植栽と、ダム事務所周辺の公園の除草作業などシルバーに委託。

Q 中学校教育振興費のチャレンジウィーク事業で職場体験できる事業所数は。また、農業体験もできるのか。

A 町内15か所、町外10か所で、道の駅での販売体験や東びわこ農協東部営農センターでの農業体験も行っている。

Q 資格証明書および短期保険証の交付状況は。

A 27年6月1日現在、資格証明書の交付は、26世帯37人、短期保険証の交付は、75世帯135人であり、生命を守る観点から一律に交付するのではなく、分納誓約が得られない場合や守られない場合に交付している。

特別会計・企業会計

◎国民健康保険

Q 社会体育費の公園等施設管理委託約400万円の内容は。

A 運動公園の除草作業等をシルバーに委託。

Q 30年の国民健康保険
広域化では、保険(料)
税額をどのように算定す
るのか。

A 一人あたりの保険料
が県内で最も高いのは、
栗東市の11万479円、
最も安価なのは、豊郷町
の7万7302円であり、
広域での保険料について
県内で検討中。

Q 過年度分過誤納還付
金78万1400円および
還付加算金1万1700
円の内容は。

A 社保加入等による国
保の資格喪失は、本人か
ら届出が必要であるが、
届出が遅れても遡って還
付するため、その期間等
により加算金が生じる。

下水道

Q 受益者分担金の不納
欠損額は約894万円と
多額であるが、理由と件
数は。

A 受益者分担金は公債
権であり、請求権は5年
である。毎年、催告書は
送付していたが、督促状
の発付ができていなかった
ため、時効の中断がで
きず、5年を経過した1
15件を不納欠損した。

Q 収入未済額は約1億
6千万円あり、町全体の
滞納額の半数近くを占め
ている。滞納額減少につ
いてどう考えるか。

A 不景気や償還者の高
齢化等により、低迷した
収納状況が続いているが、
督促や催告通知、保証人
への通知、裁判所を通じ
た支払督促等をこまめに
行い、滞納額減少に努め、
法的措置については弁護
士と相談したい。

住宅新築資金貸付

Q 27年度の売却は、呉
竹・長寺合わせて308.
69㎡であり、決算書では
281.69㎡とあるが、
その相違は。

A 相違の27㎡は、公共
事業の用地取得として、
呉竹地先の旧県道用地を
購入した分である。

土地取得造成

Q 27年度は町内の方に
5区画販売しているが、
町外への販売促進は。

A 東近江市周辺に新聞
折り込みによるPRを
行った結果、問い合わせ
が数件あり、28年度に
入って3区画販売できた。

介護保険

Q 介護予防住宅改修費
負担金約70万円は何件
分か。

A 要支援1・2の認定
者5件分。

後期高齢者医療

Q 特別徴収保険料の収
入未済額△6732円の
内容は。

A 県外への転出や死亡
による保険料の還付は、
広域での処理のため、支
払までに期間を要し、翌
年度還付となった。

水道

Q 特別徴収保険料の収
入未済額△109万円と
なった理由は。

A 死亡や転出で異動が
生じた場合、社会保険庁
とデータのやりとりをす
るが、2〜3か月かかる
ため、年度内の還付処理
ができなかったことと、
本来、複数回行う事務処
理を1回しか行っていな
かったため。

Q 水道料金の債権の消
滅時効は何年か。

A 下水道使用料や受益
者分担金は5年。水道使
用料は私債権で2年。

Q 約404万円の不納
欠損処理が行われている
が、件数と理由は。

A 27年度は59件で、そ
の内、生活困窮が33件、
納付意思なしが18件。

※不納欠損に至るまでに、
給水停止処分執行や分
納誓約等による時効の中
断を行うこと。

また、不納欠損処理は、
町の基準を作成すること
との指摘があった。

墓地開発

Q 27年度は町内の方に
5区画販売しているが、
町外への販売促進は。

A 26年度にメーター交
換等を行い、有収率は上
昇傾向になり、27年度は
86.32%となった。
今後も、漏水調査や計
器類の更新等を行い、更
なる有収率の向上に努め
たい。

Q 27年度は一般会計へ
約200万円繰り出して
いるが、今後、全額償還
されれば、一般会計へ繰

27年度歳入歳出決算審査意見書

28年7月26日・27日および8月2日の3日間にわたり、27年度の一般会計および特別会計・企業会計の歳入歳出決算の審査を行った。

(意見書は抜粋・要約)

監査委員

上野 安德 氏
山田 裕康 氏

一般会計

【歳入】

町税において、年度誤りの収納が行われたが、基本に忠実な事務の執行をされたい。

また、不納欠損処理については、恣意性が入らないよう町全体としての判断基準を規定化し、統一されたい。

なお、学校給食費や保育料・住宅使用料は、利用者負担が原則であり、公平性を確保するため、積極的かつこまめな徴収事務に努められたい。

【歳出】

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.8%で、前年と比べて6.2ポイント低くなっているものの、依然として危機的状況にあると言わざるを得ない。

今後は、重点施策を選定し、「歳入に見合った歳出を」原則に、限られた財源の重点的・効率的な配分や人件費の削減、不要不急の事業見直し等

による歳出削減に職員一人丸となって取り組まれたり。

特別会計・企業会計

◎国民健康保険会計

基金の残高は14万円しかなく、28年度には広域

◎住宅新築資金貸付会計

長期滞納者の中には、ほとんど返済されていない悪質な滞納者が多く、町全体の滞納額の約半分以上を本会計が占めている。

裁判所を通じた支払督促を実施し、悪質な滞納者には、法的措置を取るなど強固な姿勢で収納率の向上に努力されたい。

◎土地取得造成会計

未処分の町有地については、地籍調査業務と連携し、早急に売却処分できよう、現況把握に努められたい。

◎墓地公園会計

182区画の残が早期に処分できるよう、町内外を問わず販売の促進に努められたい。

また、基金が減少しているため、31年度の管理料増額改正に向け、調整されたい。

◎介護保険会計

健全な運営と適切な介護サービス等の提供が図れるよう、介護予防事業により、給付費の抑制に努められたい。

27年度は滞納者の預貯金調査を行い、実態把握に努められたが、今後は、差押え等を含めた強固な姿勢で臨まれたい。

◎後期高齢者医療会計

今後も納付義務の十分な理解を得られるよう、初期段階での対応に努め、新規未納者の未然防止に努められたい。

◎水道会計

水道経営の適正化に向けて、水道水の安定した供給に組み、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。

また、悪質な滞納者へは給水停止処分をするなど毅然とした対応をされたい。

結論

審査の結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理は、適正に処理されていると認められた。

町税減収の中、事務事業の見直しや経費削減に努められたが、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている現状である。

27年度は公金横領事件等、町政を揺るがす事件により、町民に多大な不安と不信を抱かせた。

今後は、チェック体制の確立や条例等に基づく適正な事務執行に努め、内部統制とコンプライアンス(法令遵守)を徹底し、職員一人一人が公務員としての自覚と使命感を再認識し、住民の信頼回復に向け、日々職務に専念されることを切望して、27年度決算審査の意見の結びとする。

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の 国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書

少子化対策として子育て世代の負担軽減を図り、子どもの疾病の早期診断・治療を目的に滋賀県、そして県内ほとんどの市町は県制度と連携を図りながら、住民の願いに応じて福祉医療制度を充実させてきました。滋賀県内では高校生まで助成を拡大している豊郷町をはじめ、我が町を含む多くの自治体で中学校卒業まで助成を拡大しています。そして現在では、全国すべての都道府県が地方単独の医療費助成を実施するまでになっています。

一方、国はこのような地方自治体の現物支給方式の医療費助成の取り組みに対して、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、本来、国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額措置を講じています。滋賀県の福祉医療全体では、県と市町で総額約 6 億 571 万円（推計）、甲良町では約 571 万円（推計）、その内、乳幼児から小中学生を含む福祉医療では約 105 万円（推計）もの減額となっています。

今、国は少子化に伴う人口減少問題に全力で取り組むとしています。しかし、こうした減額調整措置を行うことは、地方自治体による少子化・人口減少対策に逆行するものと言わざるを得ません。我が町は人口減少が著しく、地域が継続できるかが危ぶまれる重大な岐路に立たされています。こうした危機的な状況を打破するためにも、若い世代が安心して結婚・子育てできる環境整備が不可欠であり、子育てに係る負担を軽減するなど、少子化対策を抜本的に強化する必要があります、現にそのための施策を一歩ずつ進めているところです。

国においては、全ての子どもを対象とする国による医療費助成が制度化されるまでの間、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 21 日

内閣総理大臣・厚生労働大臣 様

甲良町議会議長

臨時国会で T P P 協定を批准しないことを求める意見書

安倍内閣は、T P P 協定をこの臨時国会で批准させようとしています。しかし、国民的な論議が尽くされたとはとても言える状況ではありません。

そもそも T P P 協定は農業分野だけでなく、保険、医療、自治体が発注する公共事業など、あらゆる分野の関税撤廃を最大の目的とした協定であり、貿易の障害となる国内制度・法律をも「非関税障壁」と見立てて撤廃を迫り、経済主権、国家主権をも脅かす危険性をもつものです。

先の通常国会では、交渉過程を示した資料はタイトルと日付以外はすべて黒塗りで、協定の内容も交渉過程も国民にはひた隠しにした姿勢が痛烈な批判を浴びました。

その不十分な情報の下での審議ですら、① T P P 協定には関税の撤廃・削減をしない「除外」規定が一切存在しないこと、② 付属書で、日本だけが農産物輸出大国 5 カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を特別に義務付けられていること、③ 一切手を付けさせなかったという 155 の細目も、品目で見れば「無傷」のものはただの一つもないという事実を、石原 T P P 担当相と森山農相は、認めざるを得ませんでした。

これらの内容が「農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」とした国会決議に違反していることは明らかです。

そのうえ、T P P 12 カ国で国内手続きが完了している国はひとつもありません。特に T P P 協定の発効に必須であるアメリカの動向は、大統領候補二人ともが T P P 反対を表明するなど、ますます混迷と矛盾を深めており、T P P の発行自体が危ぶまれています。このような中で日本が先んじて批准すべきではありません。

よって、T P P 協定の批准は臨時国会で性急に行なわないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 28 年 9 月 21 日

衆議院議長・参議院議長 様

甲良町議会議長

常任委員会合同行政視察研修報告

総務民生および産業建設文教常任委員会は、合同で「人口減少対策、定住・移住施策」などについて先進地視察を行いました。

福井県 南越前町 (10月6日)

産業建設文教常任委員会の所管として、南越前町「定住に向けたマスタープラン」について研修した。

南越前町は福井県嶺北地方で、県のほぼ中央に位置し、人口は約1万8000人(27年国調速報)、



今庄町、南条町、河野村の合併町で高齢化率は30.2%と高い。また、本町と類似で町内就業者の半数以上が町外に勤務されている。

そのような中、若い世代が定住できる環境整備を町の課題として、アンケート結果から今年1月に南越前町「定住に向けたマスタープラン」を作成された。

プランの目玉は、若い世代の定住に向けた住宅取得支援事業で新築住宅取得の場合、対象経費の1/5補助(但し地区により500万円、200万円の限度額がある)、中古住宅取得の場合にも対象



そのような中、若い世代が定住できる環境整備を町の課題として、アンケート結果から今年1月に南越前町「定住に向けたマスタープラン」を作成された。

経費の1/5補助(200万円の限度額)、取得した中古住宅をリフォームした場合などに100万円の助成計画をされている。

その他にも多世代同居リフォーム支援事業、町営住宅家賃補助事業など定住に向けた優遇的な取り組みをされていた。人口は確実に減少する中、住宅施策を展開して

いくにあたっては、町民の多様化するニーズを十分把握することが重要であり、町民と行政が協同しながら、目標の実現に向けて取り組むことが重要と言われていた。

福井県 おおい町 (10月7日)

総務民生常任委員会の所管として、おおい町「未来創生戦略」について研修した。

おおい町は旧大飯町と名田庄村の合併町で、大飯原子力発電所の所在地である。

人口は約8300人(27年国調速報)で、人口減少の問題を抱えている。未来創生戦略は、おおい町を創造していくため町民と協力し進めていく計画を定めたものであ

り、主な事業としては、若者女性の活躍、雇用創出戦略、若者と仕事を創り出す雇用創出作戦、若さ集結みなぎる活力創成戦略など、積極的に実施されており、20〜30歳代の若い女性の獲得に力を入れている。

このような取り組みにより、合計特殊出生率は1.94から2.01(本町は1.48)と大きな目標を掲げている。

恵まれた地域資源を活用し、女性を対象とした一次産業の担い手育成と雇用の場の創出を積極的に図り、女性の活躍(自然☆女大作戦)を推進・応援をされている。

また、若狭を支える大島漁業の一層の活性化に向けて、漁業に従事することを希望する男性を全国から募集する(おーい☆さかな君発掘育成事

業)に取り組み、自立に向けた支援が行われている。特にユニークなのは進学サポート事業で将来おおい町へ戻ることを約束すれば、一定の進学補助を受けられるもので、保護者の負担を軽減し、地元活力の促進に繋がる一石二鳥の事業を展開されていた。

二町の研修を受けて、日本の将来は地方に活力がない限り期待できないことを改めて認識した。



一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



阪東 佐智男 議員

農免道路の

事故対策は

Q 池寺下之郷線、東びわこカントリー東の交差点でたびたび事故が発生している。

26年12月議会で道路環境が原因ではないかと質問したが、警察の見解では問題ないという回答だった。しかし、繰り返し事故が発生しているのは、何か原因があり、重要性の認識が不足していると思うが、再度尋ねる。

A 建設水道課長

事故状況を警察に確認したところ、6月に発生した事故で2人の重傷者、また、18年〜27年の10年間で、死亡事故は無いが、13件の事故が発生している。

事故原因のほとんどが、赤色点滅の信号無視であり、路面標示の施工を検討している。



消防防災施設等

整備事業補助金の補助率見直しを

Q 本年施行の消防防災施設等整備事業補助金の資機材整備補助は、3分の1町補助であるが、特に、消防ホースは消耗品であり、地元が3分の2を負担して、本当に維持できるのか危惧されるが。

A 総務課長

自警団などの意見を聞き、補助率の見直しを検討するが、今年はこれを実施したい。

進学進路アドバイザー

招聘事業の狙いは

Q 進学、進路アドバイザー招聘事業を戦略事業として位置づけ、学校教育課の重点施策としているが、何を向上させるのか。また、甲良中として弱い部分は何があるのか。

A 学校教育課長

生徒の学力向上のため、授業の改善や学校づくりに関する指導、助言をいただき、教員の指導力向上をめざしている。

アドバイザーから指摘されたのは、他人の意見を聞くこと。また、他人との違いを考えて自分の意見を話すこと。他にも課題に向けて粘り強く取り組むことや、自分の意見を文書に現すこと、家庭学習の定着が必要との課題である。

小中学校英語指導の強みは

他の学校では、中学校の指導員が5、6年生のみ指導しているところもあり、本町は1年生から英語に関わりを持つことで、中学校での学習に繋がりがやすいことは、大変な魅力と考えられる。



英語に触れる子どもたち（西小学校）

Q 外国語指導員を町費で配置することで、他校と比べて、どのような差別化ができたのか。

A 学校教育課長

小学校に外国人の指導員を配置することで、低学年から日常的にネイティブな英語に触れることができ、国際感覚を磨くとともに、進んで英語に関わる姿が見られる。

【その他の質問】

◆水道有収率の向上を

◆水道未収金の回収に

ついて

◆税金収納率向上対策は

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



西川 誠一 議員

告訴する気はあるのか

Q 7月12日K氏のテレビ報道を見て、啞然とした。行政を馬鹿にした発言もあったが、どう感じているのか。

A 総務課長

到底信じられない発言であり怒りを感じた。横領額の弁済と告訴をきっちりやることを新たにしました。

告訴する気はあるのか

A 税務課長
刑事告訴額とかかわるため、公表は差し控える。

Q K氏は不納欠損と収入未済を操作して着服しているが、25年度・26年度の調査は、いつまでかかるのか。

A 税務課参事

複雑に改ざんされているため、時間がかかっている。できる限り早く公表できるように努力したい。

A 税務課参事

徴税吏員として権限を与え、法令遵守しながら適正に業務処理することを目指す。今後を指示しているが、今は複数体制で管理したい。

Q 破産宣告しているK氏から間違いなく取り立てできるのか。

A 税務課長

公金横領分の免責はあり得ないが、資産状況によつては、どこまで回収できるか、現状では明確な回答ができない。

政治家の本来の姿勢だと思ふが。

A 町長

現時点で考えていない。※ぜひ、考えていただきたい。

最終着服額が弁済されない場合は、時の上司なり、最高責任者の町長に弁済を求めることを申し添えておく。

忠霊塔の課題は

Q 国有地問題のその後は、忠霊塔移設問題はどうか。

A 住民課長

国有地の所管省がまだ決まっていない。現状では農水省が対応する。境界の杭打ちをするとの連絡あり。移設については、遺族会から東西統合で一致との報告を受けた。場所は遺族会の意向に沿いたい。

南部工業団地の現状は

Q 企業誘致は進展しているのか。

A 企画監理課長

7月23日池寺にて、進入道路整備に関するため池の測量説明会を実施。中間デベロッパ選定のため、募集要項を作成中。

Q 全協で町長が西明寺住職との折衝に前進があったとの報告をされたが、住職より測量の話はしたが、今後のことについては、そのような事実はないと憤慨されていて、苦情の電話があった。再度の折衝を。

A 建設水道課長

住職も何もかも反対ではないですよと聞いていく。

A 町長

職員の姿勢に真剣さが欠如しているところがあ。今後は、精査・検証し信頼される職員となるよう綱紀も含め取り組む。

Q 隠していた192件の領収書と、その総額を公表せよ。

公表せよ。

A 税務課長

刑事告訴とかかわるため、明確に答弁できない。

Q 不納欠損処理の対応が甘い。他町では何回も会議・審査して、処理している。本町は、ズサンだと指摘されているが。

Q 管理監督責任者である町長の責任は重い。町長は引責辞任されるのが、

公表せよ。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



岡田 隆行 議員

いじめ問題と 発達障害児に対する教育のあり方は

Q 今年度に入ってから
の本町におけるいじめの
動向といじめ以外の学校
での生徒に対する問題と
課題は。

A 学校教育課長

一方的、継続のないじ
めの報告は受けていない。
悪口や一時的なトラブル
などは、各校から報告が
あるが、どれも早期に対
応し、短期間に解決をし
ている。ラインなどのS

NSによる問題もあるが、
学校では事実確認をし、
即時に指導を行い、家庭
訪問などをして、解決を
図っている。

Q 発達障害（ADHD、
LDなど）の児童に対す
る取り組みは。

A 学校教育課長

教職員については、研
修会等で、発達障害の理
解や対応に取り組んでい

る。発達障害のある児童
に対しては、1人ずつ個
別の指導計画を作成し、
それに基づいた指導を
行っている。また町費で
各校に特別支援教育支援
員を配置している。

※子供たちが安心して、
学校に行けるように、早
期発見、早期解決に一層
努めていただきたい。

障害者差別解消法に対する 町の姿勢は

Q 障害者差別解消法が
4月に施行されたが、県
内では6割の自治体が要
領策定済みである。本町
の現在の状況と職員への
取り組みは。

A 総務課長

障害によって様々な制
限をされないようにとい
うのが障害者差別解消法
の基本だと思っている。
役場での対応について年
内には策定したい。

※人権擁護都市の甲良町
にふさわしい要領策定と
職員の間一人一人が知識を
持つことによって、障害
者の方に対して細やかな
アドバイスや、お助けれ
どができると思うので、
ぜひ早急にお願したい。

図書館の 利用状況は

Q 月平均の貸出冊数お
よび人数は。

A 教育総務課参事

貸出冊数は、月平均
5650冊で、貸出人数
は、月平均1386人。

Q 図書館利用者数を増
やす取り組みは。

A 教育総務課参事

お話し会、映画会、展
示会などの定例行事と、
工作会、科学教室、音楽
会、人形劇などの特別行
事を開催している。来館
が読書につながるよう、
行事に関連する図書の展
示も行っている。



※子供から大人まで、た
くさんの方に来館いただ
き、読書に興味も持って
もらえるような取り組み
を期待し、ブックスター
ト事業や、ビブリオバト
ル（参加者同士で本を紹
介し合い、もつとも読み
たいと思う本を投票で決
める催し）などの紹介や
提案をした。

【その他の質問】

◆防災センターと防災意
識向上の取り組みにつ
いて

◆運動公園の利用状況や
安全対策と、今後の活
用について

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



野瀬 欣廣 議員

税金不正着服の 早期解決と事件の透明化を

南部工業団地の進捗は

Q 刑事告訴を早急に行うとのことであったが、遅れているのはなぜか。

A 税務課長

告訴に向けた協議で、裁判で元職員の供述がない場合でも立件可能な証拠収集が必要なため、作業に相当な時間を要している。

Q 1月に発覚して、総動員していろいろな資料を集めてきたが、今後どういう資料整理をしようとしているのか。

A 税務課長

データ改ざんの不正なところや未納者に対して公金横領の状況等があるかどうかの調査等。

A 総務課長

管理職の資質の問題が大きい。従来からの仕事の進め方やチェック体制の甘さがあったという認識を持っている。

部下の管理については、事務の進め方を全ての職員に周知し、研修等しっかりやっていきたい。

Q 現在の進捗状況は。
A 建設水道課長

工業団地の進入路として予定している2つの池の間にある私有地道路の測量および道路形状の設計を予定。

Q MKというコンサル会社にどのような条件で依頼をしているのか。
A 企画監理課長

MKに決定したわけではなく、これから中間デベロッパーを公募する予定。

Q ごみ処理場と工業団地反対の看板を掲げている西明寺に了解してもらったとの発言があったが、これは本当か。
A 町長

8月17日にゴミ処理施設の候補地5か所が発表され、西明寺住職も気持ちが悪化したと思っている。課長が行ったときに

協力できる範囲は協力するというような意味合いで発言があったことを受けて、工業団地に取り組んでいく中で、全く反対ではないと判断し、発言をした。

※7月末に西明寺に看板を外してもらうために説明に行くという約束に対して、対応がなかった。行政としては「約束したことは守る。守れないときは変更を連絡する。」これにより信頼される行政につながっていくと思う。

今後は町民に対してしっかりした対応を願う。

Q 被害にあった全額の証拠を集めてから告訴しようとしているのでは。
A 税務課長

そのようなことはない。裁判で罪状を認めないことがあっても大丈夫なように証拠固めをしている。

Q 告訴の期日目標の提示を。
A 税務課長

まだ3〜4か月くらいはかかる。

Q 7月12日に放映された関西テレビのインタビューは、町民に衝撃を与え、元職員とそれを許してきた甲良町に対して激怒している。反省もなく、職場環境が悪いと責任転嫁している姿勢が放映されていた。他の職員にこのような意識を持つている者はいないと思うが、先日不適切な事務処理で職員2人を処分しているが、何故これだけ次から次へと不祥事が出てくるのか。

A 税務課長

町民への説明責任を果たさなければならぬことは強く認識をしている。しかるべき時期に町民への説明を行う。

※税金不正着服問題解決は、町民の強い要望である。

早急に告訴するとともに全容説明を求め。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



山田 充 議員

元職員 横領事件の告訴は

Q 事件発覚から7か月以上経過している。町長は議員やマスコミに元職員を告訴すると明言しているが、いまだに告訴できないのは、告訴すれば町役場にとって他に大きな問題が発覚するからか。

A 税務課長

現在、告訴に向けて取り組みをしている。決して他の問題が発覚するから告訴が遅れているというふうなことはない。

A 税務課長

Q いつ告訴するか明快な日にちを聞きたい。
A 期日を明言することはできないが、顧問弁護士と警察との告訴協議の中で立件可能な証拠作成のために時間を要していることをご理解賜りたい。

Q 理解できない。全町民に告訴できない理由を町長名で公表してほしい。

A 税務課長

今までも、これからも必ず告訴すると取り組んでいる。

Q 同じ回答は聞きたくない。第三者による特別委員会を設置すると回答しているが、いつ第三者委員会を設置するのか。

A 総務課長

第三者委員会の設置については、客観的に問題点の解明、検証が必要と認識している。外部の有識者による、公金の収納事務など全面的な点検作業も含めて再発防止策を講じていく必要があると認識しており、第三者委員会は必ず設置する。

ただ、時期については今のところは具体的に考えていない。税務課では弁済費用のさらなる検証と、告訴に向けての資料の整理等々をやっております。

その進み具合を見ながら考えている。

Q 「委員会を設置します、しかし時期はわかりません」これが甲良町役場の責任ある回答か。

A 総務課長

繰り返しになるが、必ず全容解明していく必要がある、やらなければ住民の信頼回復はないと思っている。

今の段階でいつということとは明言できないが、明らかにしたことについては、議員や住民にも明らかにしていきたい。改善策も示していきたい。

町長と議会の責任は

Q 行政が不祥事を起こし、町民に対して不信任を与えているとき、町長は町運営に、議会は行政の監視、監督を果たす責務がある。議会進行の中で、行政の不祥事を容認する態度をとっている議

員は、選挙区に議会であって立ち位置を報告し、町民の意思に沿っているか問い直し、間違いであればすぐに辞職を考

えるべきではないか。町長も町運営に誤りがないか、町民に信を問う必要があるのではないか。不祥事続きの町運営や部下の不祥事に町長として責任を取らないつもりか。

A 町長

議員のことについては、私が発言することではないので控えるが、町運営に誤りがないか町民に信を問う必要があるのではないかと、もう既に、私の信を問うリコール運動が展開され、その結果、リコール運動が途中で中止されたという事は、一定の信任を得たのではないかと判断をしている。不祥事続きの町運営や部下の不祥事に町長としての責任はということについても、3月議会において私の減給の条例改正案を提出させていただき、それでは甘いということ

で、議員発議で月60%減給の1年が可決された。昨日の議会でも半年に短縮となったが、60%、6か月という前例のない重い処分を受けたことを真摯に受けとめ反省をしているので、それ以上の責任をとる必要はないかと思

っている。これからは、信頼回復に向け、職員一丸となっ

てしっかりと頑張っ、行政運営に取り組みたい。 ※多くの議員は不祥事に対して賛成しているが、集落の支援者のみなさんの総意で賛成していると必ず報告してください。これが議員の責任です。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



山田 裕康 議員

道の駅の指定管理業者の 経営状況は

現在の売上は。

産業課長

8月24日現在で、62
53万円。

地場野菜の売上は。
産業課長

4〜7月で、3512万
円。前年と比べ300万
円ほどの伸びである。

ピザ店のピッツェリ
ア・ウノの売上は。

産業課長

8月24日現在で、10
96万円。

今年度の目標、1億
6100万円に対し、指
定管理業者の見込みは。

産業課長

8月以降、前年並みの
売上があり、目標は達成
できると考える。

※道の駅の売上増は、ピ
ザ店の売上が、大半を占
めていることから、地元
農家の野菜の売上をあげ
ることが、今後の課題で
あり、しっかりと栽培指
導を行い、地元野菜の売
上増に、繋げてほしい。

プレミアム商品券超過購入のけじめは

2冊を超えて購入し
た北川町長と建部議員は
返還されたのか。

産業課長

返還はない。

※いまだに返還されてい
ないことが判明した。

今後、この事業を行
う場合は、どう考えてい
るか。

産業課長

公平、公正な行政運
営を招かないよう、
町民に公平、公正な行政
運営をしたい。

他の自治体では、当然
のように辞職して購入分
は返還されている。甲良
町だけは別世界と言われ、
本当に恥ずかしいといか
言えない。

中学生の自転車通学における 事故防止策は

自転車通学の生徒に、
どのような指導をしてい
るか。

学校教育課長

毎朝、学校周辺の横断
歩道2か所で交通指導を
行い、下校時には職員の
半数が各地点での交通指
導や安全確保を行っている。
また、警察と連携し、
安全教室も開催している。

ヘルメットの着用は。
学校教育課長

現在、着用していな
い状況であるが、12月に
予算計上し、3月には、
新1年生から3年生に配
布したい。

※事故が起きてからでは
遅いので、しっかりと安
全確保と交通指導を行っ
てほしい。

着服事件における その後の防止策は

長寺・呉竹センター
における、事件後の現金
取り扱い。

呉竹センター館長

両センターでの現金の
受領は、納付書があるも
のとしている。
また、JAの集金を週
1回から2回に増やし、
職員が現金を運ぶことは、
一切行っていない。

着服事件では、机の中
に納付書を隠していた
が、机のチェックは、行
っているか。

税務課長

税務課は、本人同席の
もと、管理職が机の中を
確認した。その結果、異
常はなかった。

机のチェックは、各課
長が責任を持って行い、
不定期に総務課がチェッ
クするよう指示している。

総務課長

※机の中のチェックをし
っかり行い、二度とこの
ようなことがないことを
望む。

一般質問

町政のここが 知りたい！聞きたい！

Q & A



西澤 伸明 議員

早期に、公金横領事件の 刑事責任を問い、真相解明を

Q 告訴も逮捕もされない異常事態、町長のリーダーシップが一番肝心ではないか。告訴できない理由を考えると、

①日々の入金処理を確認する体制が確立しておらず、犯罪の特定が困難と見る。
②町の初動に問題があり、Kの刑事責任を問う方針を脇に置いてしまったのではないか。という疑問だが。



関テレのインタビュー（7月12日）より

A 町長

まさかという思いがあった。一日も早く告訴でき、かつ起訴ができるよう、確証を得た段階で告訴するため鋭意努力を一生懸命している姿勢には変わりはない。

Q

横領を認めた14日から、192戸分の納付書が発見された1月19日までの6日間、Kが自由に操作でき、証拠隠滅できた可能性も否定できない。事件後、Kが自分の引き出しから書類をかばんに詰めたのを見た、と決算監査のときに監査委員の議員が聞いている。これも大きな疑問点、問題点だ。192戸分以外の証拠が回復できない可能性もある。それを見越しての調査が必要だが。

A 税務課参事

192枚の領収書以外にもあるのか確認したところ、192枚は27年度が多く、以前の分は既がないと聞いている。192枚以前の分を発覚してから操作したことはないと考えている。

Q 町広報に一言のお詫びも、27年度決算の概要の中にも、この着服事件が1行も書いていない。町民は不信を持っている。町長としての反省、現時点での中間的な総括はどうしているか。

A 町長

本人があまりにも巧みにごまかしながら、犯罪を積み重ね、二重チェックなどの体制ができていなかったことが、犯罪発生の要因になった。今後は再発防止のため、一生懸命頑張っ、職員一同取り組んでいきたい。

Q 滞納処分に関し、町長の指示のもと、忠実に強硬策を実行したのがKであり、町民の暮らしとかけ離れた取り立て実態を見抜けなかったことは、教訓とすべきではないか。

A 町長

議員のいうとおりで、反省している。

南部工業団地計画は自然環境の保全目的、立地条件などから根本的に見直しを

Q 想定される困難な項目を上げる作業ができていないと思う。307号の峠道の交差点の問題。交差点拡幅が必要となり、新たな用地買収または借り入れ等の課題。往路・復路が1本。交通量の問題。災害時には奥のロータリーのみで避難路がない。当初計画では西側からのアクセス道路は今後の検討課題だとしている。

A 企画監理課長

まず、中間デベロッパを選定し、誘致活動を行う中で、課題が出てきたら、1つずつ検討していきたい。
※町がそれらのハードルを乗り越える展望をもつことから始めるべき。

【公金横領事件に関する
その他の質問】
◆発覚早々、両親に弁償打診は筋が違うのでは。
◆告訴ができないならば、3000万円を超える被害額の請求権も制限されるのではないか。

伝統を守る

「おたけさん祭り」(下之郷)

明治8年4月30日、
考えても見なかった事
故が起りました。

この日の午後5時ご
ろ出火した火事はおり
からの強風にあおられ
て、下之郷中を焼き尽
くす、未曾有の大災害
となったのです。こ
の大火は県にも伝わ
り、滋賀県災害史には
「132戸焼失」の記録
が残っています。この火
事に対して、近隣の村々
からいただいた見舞金は
1469円(現代の約
1070万円)にもなり
ました。

この火事については、
次のような話が語り伝え
られています。



—ある夜のこと、桂城神
社の神主の夢枕に一人の
女性が現れました。「私
は、多賀豊後守の時代に
生きていた『たけ』と申
す者ですが、いまだ成仏
できずにおります。どう
か私を祀ってください。
もし祀ってくださいな
ら、私は下之郷の守り神
となりましょう。」と言っ

て消えました。神主は、
村人たちにこの夢の話を
しましたが、誰も本気で
相手にしませんでした。
そうこうしているうちに
あの大火が起きたのです。
人々は、「おたけさんの
たたり」と恐れ、さっそ
く五十告(いそつげ)神
社として、おたけさんを
祀り盛大にお祭りをする
ことになりました。—
これが今に伝わる「お
たけさんまつり」です。
春の祭典では太々神楽が
奉納され、秋は「百灯祭」
として、区の各種団体の
出店やクラブ発表などが
あり、賑々しく催行され
ています。



百灯祭で賑わう桂城神社

編集後記

せせらぎ

すっかり秋も深まり、肌寒さが日に日に
増す季節となりましたが、町民の皆様には、
お体に十分ご自愛いただきませうようお願い
します。

さて、9月11日には、多くの町民の皆さ
んが参加された、甲良町総合防災訓練が実
施され、各集落において、避難訓練や消火
訓練など、真剣な表情で訓練に取り組みれ
ていました。

今年4月14日には、熊本地方でM6.5(前
震)、その後、4月16日M7.3(本震)が発
生し、多くの人々が被災され、甚大な被害
が発生しました。

また、8月、9月には、大型台風が次々
に日本列島に上陸し、日本各地に大きな被
害の爪跡を残し、多くの方々が被害に遭わ
れました。

心より、お見舞い申し上げます。
幸い我が町には、大きな被害も無く安堵
したところではありますが、自然災害の猛
威の恐ろしさを改めて、痛感致しました。
わが町も地域防災の在り方について、早
急に見直しをして行かなければならない
と、強く感じています。

今後とも、「安心・安全の町づくり」、「防
災に強い町づくり」のため、議会議員の一
員として、取り組んで参りますので、皆さ
んのご支援、ご協力をよろしく願いま
す。

田中 章浩

